

2015年6月11日

全国私立学校教職員組合連合（全国私教連）

中央執行委員長 永島 民男

2014年度私立高校・中学生の経済的理由による退学と学費滞納調査のまとめ

1. 調査の目的

- ・今回の調査は、2014年度（2014年4月～2015年3月末）に経済的理由で私立高校、私立中学を退学（学費未納による除籍を含む）した生徒の状況と2015年3月末の学費滞納状況を可能な限り把握し、必要な措置を行政に要請して私学に学ぶ生徒の権利を守るために行いました。
- ・本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、9月末は学費滞納調査として3ヶ月以上の学費滞納生徒数を中心にし、3月末にはその年度の1年間に経済的な理由で中途退学した生徒数を中心にして調査し、今回が17年目の調査です。
- ・加えて、2014年度から開始された「奨学のための給付金」（奨学給付金）の受給辞退者の状況、及びその理由についても調査しました。

2. 調査の時期

調査は、2015年3月末現在での、2014年度1年間の中退と3か月以上の学費滞納の状況を調べたものです。

3. 調査方法

調査方法は、別紙の調査用紙を本組合加盟の各学校の教職員組合を中心に配布（各県私教連を通して配付、FAXやメールで配信）し、各学校の協力を得て調査用紙を回収し、全国私教連が集計しました。

4. 回答状況

- ・28都道府県の私立高校280校（生徒数242,432人）、22都府県の私立中学117校（生徒数44,695人）から回答がありました。
- ・上記の学校数、及び生徒数を平成26年度「学校基本調査」でみると、
高校…全国の全日制私立高校1,291校の21.7%、私立高校生徒数1,036,007人の23.4%
中学校…全国の私立中学校777校の15.1%、私立中学生徒数245,800人の15.1%

5. 2014年度の1年間に経済的理由で中退した私立高校生の総数は101人(0.04%)となり、人数、割合ともに昨年度比微増ですが、調査した17年間では引き続き低い割合にあります。

① 経済的理由による私立高校の中退生徒数は101人おり、中退率（中退生徒数/対象生徒総数）は0.04%と、昨年比0.01%微増していますが、これまでの最低レベルの水準にあります。

年度	経済的理由による中退生徒数	同中退率（中退生徒数/調査生徒数）	調査生徒数
1998	261人	0.13%	203,355人
1999	318人	0.15%	216,505人
2000	299人	0.12%	239,797人
2001	347人	0.15%	229,579人
2002	355人	0.17%	205,850人
2003	293人	0.16%	183,697人

2004	279人	0.19%	147,675人
2005	285人	0.16%	179,630人
2006	188人	0.11%	164,842人
2007	407人	0.21%	195,264人
2008	513人	0.20%	260,834人
2009	200人	0.09%	226,914人
2010	148人	0.06%	264,576人
2011	110人	0.04%	285,506人
2012	118人	0.04%	277,214人
2013	83人	0.03%	256,001人
2014	101人	0.04%	242,432人

② 経済的理由で私立高校を中退した生徒のいる学校数は、19都府県42校（調査した280校中15.0%）で、昨年よりも微増していますが、引き続き過去最低のレベルでした。

（2013年度・300校中41校・13.7%、2012年度・317校中52校・16.4%、2011年度・340校中55校・16.4%、2010年度・324校中56校・17.3%、2009年度・282校中72校・26.6%、2008年度・315校中134校・42.5%、2007年度・234校中72校・30.8%、2006年度・194校中90校・46.4%）

人数的に多かったのは東京(23人)、栃木(18人)、石川(13人)、愛知(13人)で、中退率が高いのは石川(0.57%)、栃木(0.11%)、東京(0.06%)となっています。経済的な理由での中途退学者がいなかつたのは9道県です(別紙都道府県別一覧表参照)。

③ 3月末での3ヶ月以上の学費の滞納生徒は762人おり、その割合（滞納生徒数／対象生徒総数）は0.31%で、これまで最低だった昨年度に比べても低くなり、調査開始以来最低の割合でした。しかし、これらの生徒は学費の滞納を抱えたままで進級（卒業）した生徒で、次年度に経済的な理由で中退する可能性のある生徒と思われます。

経年比較で、2013年度0.32%（807人／256,001人）、2012年度0.34%（950人／277,214人）、2011年度0.42%（1,194人／285,506人）、2010年度の0.51%（1,399人／264,576人）、2009年度0.62%（1,406人／226,914人）、2008年度0.72%（1,887人／260,834人）と比較して減少傾向にあります。

また、3か月以上の学費滞納生徒は132校（回答した学校280校の46.8%）により、2013年度44.3%（300校中133校）、2012年度50.2%（317校中159校）、2011年度50.3%（340校中171校）、2010年度59.6%（324校中193校）、2009年度67.0%（282校中189校）、2008年度66.0%（315校中208校）に比べ、初めて調査した学校の過半数が滞納生徒なしという回答だった昨年度同様、回答した学校の半数以下の学校数でした。

滞納生徒の割合が高かったのは青森（1.05%）、宮城（0.95%）、福井（0.8%）、北海道（0.87%）、岩手（0.75%）で、低所得層の生徒割合の高い自治体や、学費の自己負担の高い自治体が多くみられます(別紙都道府県別一覧表参照)。

④ 経済的理由による私立中学校の中退生徒数は6校（回答した学校の5.1%）に10名おり、中退率（中退生徒数/対象生徒総数）は0.02%になり、この3年間は大きな変化はありませんでした。

2013年度の中学中退者数8校8名、中退率は0.02%、2012年度0.02%、2011年度の0.13%、2010年度0.02%、2009年度0.04%、2008年度0.05%、2007年度0.06%、2006年度0.03%

⑤ 私立中学生の3ヶ月以上の学費滞納生徒数は30校（回答した学校の25.6%）に71人おり、割合（滞納生徒数／対象生徒総数）は0.16%でした。過去の割合と比較すると、最低の人数と割合だった昨年度を上回っていますが、一昨年以前と比較すると大きな変化はありませんでした。
滞納生徒の割合は2013年度0.09%、2012年度0.19%、2011年度の0.15%、2010年度0.20%、2009年度0.22%、2008年度0.20%、2007年度0.17%、2006年度0.26%

6. 「経済的理由で2014年度の修学旅行に参加できなかった生徒は何人いますか」の設問に対して、回答した195校のなかで、67校に232人の不参加生徒がいました。この割合は0.4%（参加予定生徒数57,787人中232人）です。

7. 「2014年度から開始された『奨学のための給付金（奨学給付金）』について

(1) 回答した学校は258校で、「受給対象者であるにもかかわらず、『申請しなかった』あるいは、『途中で辞退した』生徒がいた」と回答した学校は26校（回答した私立高校の10.1%）あり、辞退（申請しなかった）生徒数は84人（1校平均3.2人、対象生徒の0.035%）いました。なお、「辞退者・申請しなかった保護者はいない」と回答した高校は232校、無回答22校でした。

(2) 「申請しなかった」あるいは、「途中で辞退した」生徒の主な事例は以下の通りです（詳しくは資料参照）。

- ・「理由は不明」（多数）
- ・「就学支援金等により、学校に納入する費用がないため、給付を受ける必要がない」
- ・「収入等の個人情報を知られたくない」
- ・「必要ありません」
- ・「外国からの方で、申請の仕方などについての理解が不十分なために申請していない」
- ・「市の給付制奨学金の受給資格に、『他の奨学金（給付）を受けていない』という規定があり、奨学給付金よりも市の奨学金のほうが高額という理由で、奨学給付金を辞退」
- ・「生活保護証明書を取りに行く時間がないため」

8. 調査結果の分析

① 経済的な理由で中途退学した生徒は2013年度に83人（0.03%）と過去最低の水準になりましたが、2014年度は101人（0.04%）と微増しています。

理由としては、国の就学支援金制度の見直しで私立高校の低所得層への就学支援金は加算されましたが、その分自治体単独負担の減免制度を後退させた自治体が多く、保護者負担が減少していない世帯が多く生まれ、結果的には保護者の負担額は大きく変化していません。

また、また、景気回復と言われるなかで、地方では比較的低所得層が多く通っている私立高校の家庭にはその影響は及んでいないことも理由のひとつと考えられ、その結果、中退者の減少が頭打ちの状況になっているものと思われます。

こうした結果、経済的な理由で高校中退に追い込まれる事例は深刻な事態が多く、その一端を紹介します。「詳しくは

【中退事例…報告集より】

- ・介護を必要とする母子家庭であり、母子家庭の給付金や年金のみで生計を立てていたが、徐々に通学費や授業料の納入も困難となり、退学せざるを得ない状況であった。（青森A校）
- ・保護者が病気になり、学費が払えないということで、退学。学年主任、担任から説得するも親の意向が変えられなかった。（山形B校）
- ・高1男子：母子家庭。生活保護受給世帯。中学時代は不登校で、自己推薦で入学、（中略）授業料は

4月入学時からほとんど納めていなかった。生活保護のため、母親の収入分は相殺され、生活費が残るだけで、諸経費と教育充実費（月2万6千円）の未納が続いた。そのため10月から出席停止になった。途中で1か月分を納め登校を再開したが、登校リズムがつくれず、遅刻・欠席が目立ち、結局翌月から再び出席停止となった。家庭訪問や保護者面談を繰り返し、対応策を考えたが、納入の見通しもないため退学に至った。（宮城A校）

- ・学費滞納5ヶ月、国の教育ローンを申請するも、融資を受けられず退学となる。（栃木A校）
- ・家業の破産、サポート以前に保護者とのコミュニケーション、連絡、やり取りに困難があった。（東京H校）
- ・父親が病気養生中で母はパート、3人兄弟の中で父親は就業せず、自宅でぶらぶら生活。生活保護を受けていて、補助金は甲Ⅰに該当していて、授業料は無償であった。ところが生徒会費や施設設備費が滞りがちで、学校納付金は6月までの一期分を納めたのみであった。サラ金業者と思われる業者から該当生徒に電話がかかるといった嫌がらせもあった。3月に入って、授業料補助を相殺した8万円あまりのお金が納入されないので、父親に迫り2週間ほど待ったが、約束が履行されなかつたので、除籍処分になってしまった。（愛知N校）
- ・在学中に保護者が失職。学校独自の授業料減免制度等を活用し支援をおこなったが、高校3年時に退学することとなった。（滋賀A校）
- ・入学後1年間学費・諸費の納入がなく、3月31日に除籍。（大阪A校）
- ・長期の滞納が続き、学費以外での校内活動に関わる諸費にも影響があり、保護者と職員の間で打開案のやり取りをおこなったが、解決には至らず、生徒と保護者の最終的な判断として、中退する結果となつた。（山口A校）
- ・高2の退学は、祖父の年金から校納金を納入していたが、それが困難になつた。（福岡B校）

②私立高校の学費（学納金）は「授業料」と「施設設備費」から成り立っていますが、国の就学支援金は「授業料」を対象にし、都道府県の減免事業も「授業料」を対象としているところが多いため、生活保護世帯でも保護者負担に「施設設備費」が残る自治体が多く、この面からも学費の滞納、経済的な理由での中退生徒を生んでいるということが考えられます。また、入学金に対する補助を実施している自治体も多くありません。

今回の調査で経済的な理由での中退者の割合が比較的高かった県をみると、就学支援金に上乗せする県単減免事業では栃木が250万円未満世帯まで、石川が350万円未満世帯までと対象者が少ないことがあげられ、東京では授業料のみの支援で生活保護世帯でも施設設備費（平均で208,600円）が残ることがあげられます。

授業料以外への補助では、2014年度で低所得世帯（生活保護・年収250万円未満）に対する施設設備費、入学金補助の実施状況は以下の通りです（文部科学省2014年7月23日発表）。

- ・入学金・施設設備費の両方を対象…山形、新潟、埼玉、福井、広島の5県
- ・施設設備費のみ…青森、京都、大阪、鳥取、岡山、福岡の6府県
- ・入学金のみ…岩手、秋田、群馬、千葉、神奈川、長野、富山、石川、愛知、三重、山口、熊本、鹿児島の13県
- ・両方とも補助がない…23都道県

施設設備費の全額補助があるのは、埼玉県（生活保護世帯、年収350万円未満世帯）、京都府（生活保護世帯・年収250万円未満世帯）、広島県・鳥取県（生活保護世帯・年収250万円未満世帯）の4府県で、北海道、大阪府でも年額2万円未満、愛知県で年額5万円未満の自己負担が残るだけであり、実質無償化に近い自治体となっています。

なお、入学金の全額補助をおこなっている自治体は山形県（生活保護世帯のみ）だけで、愛知では「生活保護世帯～年収350万円未満世帯」に対して20万円（入学金の県内平均は201,018円）

の補助があり、実質全額補助になっています。

【生活保護世帯・年収 250 万円未満世帯補助額一覧】

		授業料(A)	施設設備費(B)	学費(学納金)(A)+(B)	補助対象	補助額	自己負担額
1	埼玉	376,200	194,637	570,837	授・施	570,837	0
1	京都	517,741	197,891	715,632	授・施	715,632	0
1	鳥取	221,250	197,206	418,456	授・施	418,456	0
1	広島	383,842	98,158	482,000	授・施	482,000	0
5	大阪	568,549	25,183	593,732	授・施	580,000	13,732
43	神奈川	431,791	249,530	681,321	授	420,000	261,321
44	三重	310,714	287,583	598,297	授	300,000	298,297
45	岡山	294,472	373,491	667,963	授	357,000	310,963
46	宮城	340,667	312,611	653,278	授	340,677	312,601
47	茨城	315,417	312,183	627,600	授	301,000	326,600

※「授業料」「施設設備費」「学費」は2014年度のその都道府県私立高校の平均額

※補助対象欄の「授」は授業料、「施」は施設設備費

③ 3月末段階で「3ヶ月以上の学費滞納」を抱えたまま、「進級」、「卒業」した私立高校生数は762人、その割合も0.31%と最低になりましたが、この割合はここ3年間は全体として大きな変化はありません。

2010年度以降の3ヶ月以上の学費滞納者の減少は、国の就学支援金制度、各自治体の減免制度、各私立高校での学校独自の補助制度、厚生労働省の生活福祉資金（教育支援資金）と、私立高校生をめぐる学費負担問題へのセーフティーネットが厚くなってきたことが要因だと思われます。

しかし、今回の調査でもいまだに800人近い生徒が学費未納での退学の不安を抱えたままで進級し、または納入を条件に卒業していることを考えると、更なるセーフティーネットが必要です。

また、経済的理由による中退と同様、低所得層が多く通っている私立高校では景気回復の影響は少ないことも理由のひとつにあげられると思います。

【滞納事例…報告集より】

- ・生活保護受給家庭であるが、生活費を優先させ、学費納入を遅滞させていた。（青森E校）
- ・高1女子A子：8ヶ月滞納。父は運送会社勤務、母は生命保険会社に勤務しているがうつ病を患い通院治療中。祖父も病気で治療を続けているため、医療費支出がかさんでいる。祖父の介護は母親がおこなっているが、十分な世話ができない状態。家族5人の生活は父親の収入に頼るしかない状況。学校から何度も催促したが、就学支援金・奨学給付金ともに申請せず。（岩手D校）
- ・卒業までに学費が完納できなかったA子の事例。3年間で約80万円の滞納があり、卒業が延期となる。
(中略) A子は大変まじめで、成績も良かったので、卒業後も授業料を待つこととした。A子は卒業後、アルバイト等を一生懸命におこない、約半年後に支払った。そこで、学校でA子の卒業式を校長室でおこなった。A子のがんばりに、教員全員が拍手をし、涙を流した。（神奈川B校）
- ・学費を滞納する家庭の傾向として、京都府外に居住しているものが圧倒的に多い。京都府内に住んでいれば、府の授業料減免制度により学費の大半が減免されるが、府外に住んでいる家庭は適用されない。今後、他府県居住の家庭にも京都府や他府県が協力して、手厚い支援がなされることを期待したい。（京都C校）

・保護者の経済的な観念が乏しく、家計管理能力不足。奨学金等の生活費への流用により滞納。支援金、給付金制度があつても、学費への充当は後回しになっているので、せっかくの制度も役に立っていない。(熊本B校)

④導入1年目の「奨学給付金」は、申請用紙の記入事項、申請時期、給付時期など制度の不備をかえながらの出発でした。制度の改善はもとより、制度自体の周知徹底など多くの課題を残しています。

2014年度に導入された「奨学のための給付金」制度（2014年度版）

- ・支給対象…生活保護世帯と区市町村民税非課税世帯（標準世帯で年収250万円未満）
- ・生活保護世帯…私立高校生 52,600円（年額）、国公立高校生 32,300円（年額）…修学旅行費用相当額
- ・第1子高校生…私立高校生 38,000円（年額）、国公立高校生 37,400円（年額）…教科書・教材費・学用品等
- ・23歳未満の扶養兄姉がいる第2子以降…私立高校生 138,000円（年額）、国公立高校生 129,700円（年額）

9.「お金のことを気にしないで学校を選びたい」「お金のことを心配しないで学びたい」という生徒の思いを実現するために…

【国に対して】

①就学支援金の補助対象に施設設備費を加えること

2014年度の全国私立高校平均学費は、授業料383,598円、施設設備費170,466円で合計額（学費）は554,064円です。1年生はこれに入学金（全国の平均額は161,580円）が入るので、初年度学費（学納金）は715,644円です。公立高校の初年度学費124,450円（授業料年額118,800円+入学金5,650円）と比較すると、5.8倍になります。就学支援金の加算で生活保護世帯・年収250万円未満世帯に297,000円が国から支給されますが、それでも257,064円の保護者負担が残ります。

「私立高校での施設設備費について、国として検討課題としたい」（2014年5月13日参議院文教科学委員会）とした下村文科大臣の答弁に沿って、文部科学省としての検討及び具体的な施策を求めていきたい。

②自治体間格差解消に向けて国が積極的に施策を講じること。

生活保護世帯でみると、2014年度では埼玉県、京都府、広島県、鳥取県では授業料に施設設備費を加えた学費（学納金）の全額が補助対象になり、保護者負担はありません。大阪府でも府内私立高校の学費の平均額に近い58万円まで補助し、愛知県や長崎県でも私立高校の低所得世帯での学費の実質無償化がすすんでいます。しかし、自治体単独事業としての限界があり、自治体間格差は開く一方です。

こうしたなかで国が施設設備費を「その他の授業料」（埼玉）、「授業料」（京都）のように授業料としての扱いをおこなうなかで、就学支援金の上限額を増やしていく必要があります。

③「修学支援基金」制度に代わる自治体への支援策を

2014年度までは自治体単独の授業料補助制度への国からの予算措置として「修学支援基金」がありました。2015年度は廃止されましたが、これによって各県の制度が大きく後退することが懸念されましたが、それはありませんでした。しかし、大阪が2016年度から610万円までの実質無償化（58万円の補助）を590万円までに下げる案の検討に入るなど、来年度以降各県単独措置の後退が考えられます。

これまでのよう国として積極的に支援事業を展開している自治体への支援策を講じていくことが必要です。

④ 私立中学生に対する就学支援制度を国が積極的にリードすること

その私立中学校への積極的な理由や諸事情で進学を希望しても、おおくのところで学費負担は私立高校以上になっています。また、私立高校入試を行っていない学校では「中学校選択＝高校選択」になっています。こうしたなかで、中学生への就学支援が行われているのは鳥取のみで、国の措置はありません。国が誘導措置を設けるなど、私立中学生の修学支援をおこなってください。

【都道府県に対して】

⑤ 県単事業の一部「学園負担」を撤廃すること

各県の減免制度は自治体の直接事業として展開しているところと、学園の減免に対する支援事業として展開しているところと2通りあります。この結果、後者の自治体では高校生への授業料補助への「学園負担」という制度が残り、最大50%（大分）から10%（茨城、栃木）まで7県で「学園負担」があります。こうした県では、低所得層の生徒の受け入れに消極的になるばかりか、授業料減免の申請へも消極的になることも考えられます。

ただちにこうした自治体は「学園負担」を撤廃することを求めます。

⑥ 学園独自の支援制度への自治体からの再補助を

各学園の独自の支援制度についても学園の自主性に任せのではなく、自治体がリードし、制度の拡充をすすめることが必要です。この点で東京都は現在、学園独自の減免を実施した学園に対して次年度にその大部分の額を再補助する制度があります。

⑦ 制度の周知徹底を

国・自治体で私立高校生の修学支援制度について、私立高校生の世帯はもとより、中学生をもつ世帯にも周知することが必要です。また、恒久化された生活福祉資金（教育支援資金）の学校関係者への周知徹底をおこなうとともに、社会福祉協議会や行政窓口に教育費相談受付を設けることが必要です。

⑧ 「奨学給付金」の受給漏れ、辞退をなくすために

「奨学給付金」の申請事務手続きの簡素化（申請時期や書類の就学支援金との一体化など）を通して、受給漏れ、辞退がなくなるようにする必要があります。

現行の制度では新入生は最も煩雑な自治体では、「就学支援金」（4月と6月）、「各自治体の減免」（7月）、「奨学給付金」（9月）と申請時期が異なり、半年間にわたって申請に追われることになります。しかし、受給対象者かどうかは前年度の「区市町村民税額」で決まるため、新入生の4月申請は別として、その他の申請時期を一括にするなどの検討が必要と考えます。

「奨学給付金」の受給対象者は就学支援金の「2.5倍加算世帯」と同一であり、各私立高校（事務所の窓口）では把握しています。膨大な事務処理を担当している窓口業務に対する補助などを通して、窓口業務負担を軽減していくことも必要です。

【参考】

全国私教連及び全国私教連事務・現業職員全国連絡会として、2014年11月19日に文部科学省に申し入れた内容は以下の通りです。

奨学給付金制度の改善に向けて以下の点での改善をすすめること

- ① 現行制度で「保護者が 1 人である」場合の「必須」となっている「理由」欄の記入は明らかにプライバシーに関わる問題ある調査であり、直ちにこの項目は廃止すること。
- ② 生活保護世帯への奨学給付金の支給条件に「修学旅行への参加」がある県とない県とがある状況を改善し、参加を条件としない奨学給付金制度とすること。
- ③ 住民税非課税・均等割世帯への奨学給付金については、兄姉の有無に関わらず 138,000 円が給付されるよう改善すること。
- ④ 現状では在学証明書が指定の用紙になっており、窓口に来て戸惑う保護者が多いことを考えると、学校独自の在学証明書で申請できるようにすること。
- ⑤ 今年度の制度では、申請までは学校経由であるが、給付決定者・給付内容の連絡は学校にない制度を改め、学校に連絡をすることで、学費の滞納を防ぐことにつなげること。
- ⑥ すべての自治体の事業名に「奨学のための給付金」を入れ、給付制度であることを前面に押し出し、自治体の担当部署も私学行政に関わる部署とし、申請時期、給付時期をほぼ同一にするなどの統一感を持たせること。

以上